



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年8月4日火曜日 第734号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 救急病院の協力申出（2件）……………（医療対策課）… 451
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）……………（農地整備課）… 451
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）… 451

公 告

- 採石業務管理者試験の実施……………（土木管理課）… 452
- 愛媛県県営住宅の指定管理者の募集……………（建築住宅課住宅室）… 452
- 放射イミュニティ測定システムの購入……………（会計課）… 453

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第864号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和8年8月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者名	認 定 の 有効期限
奥島病院	松山市道後町二丁目2番1号	医療法人 団仲会	令和11年 8月1日 まで

○愛媛県告示第865号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和8年8月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者名	認 定 の 有効期限
宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地	宇 和 島 市	令和11年 7月31日 まで

○愛媛県告示第866号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、四国中央市土居町藤原地域に係る県営土地改良事業計画を定め

○愛媛県告示第868号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年8月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

たので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年8月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・藤原地区）計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年8月5日から9月2日まで
- 縦覧場所
四国中央市土居窓口センター及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第867号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、四国中央市土居町津根地域に係る県営土地改良事業計画を定め
たので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年8月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・八日市地区）計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年8月5日から9月2日まで
- 縦覧場所
四国中央市土居窓口センター及び愛媛県ホームページ

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第1282号	令和3年11月14日	三協建設(有)	三好 和弘	西予市野村町四郎谷2-100	令和8年6月12日	造園工事業	建設業の廃止(一部)

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和8年8月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室(第二別館10階 1003会議室)
- 試験の日時
令和8年10月9日(金)午前10時
- 受験願書の提出期間
令和8年9月1日(火)から11日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
県庁土木部土木管理局土木管理課又は住所地在管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

○公 告

愛媛県県営住宅の指定管理者の募集について

愛媛県県営住宅の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年8月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 施設の概要
愛媛県中予地方局管内の愛媛県県営住宅(団地内にある集会室や駐車場等の共同施設を含む。以下「県営住宅」という。)
- 指定管理者の業務
 - 入居者管理業務
入居募集、申込受付、入居順位決定(抽選)、入退居手続、各種届出受理、各種申請書の受理及び審査、入居者指導等
 - 収納等管理業務
家賃徴収、敷金徴収、口座振替手続、収入申告受付、収入認定補助、家賃滞納督促等
 - 施設管理業務
緊急修繕及び一般修繕、空家修繕(退去修繕)、計画修繕(別途指示するもの)、保守点検(法定点検含む)、日常点検等
 - その他管理業務
駐車場管理、自治会指導、相談及び苦情処理等
- 管理の基準
県営住宅の管理運営基準について、公営住宅法(昭和26年法律第193号)、愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)等の趣旨を十分に理解、尊重のうえ住民サービスの向上と経費の縮減、業務の効率化を図りつつ、適正な業務水準を確保すること。
- 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、指定期間中、適切に県営住宅の管理を行うことができる法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のすべての要件を満たすものであること。

ア 愛媛県内に事務所を有する、又は設置しようとする法人等であること。

イ 申請時に300戸以上の賃貸住宅の管理実績(入退去事務を含む。)があること。

ウ 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

(ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

(エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(オ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

(カ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(キ) 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

(ク) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は令和8年8月4日(火)から8

月18日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 県営住宅における県民の平等な利用を確保できるものであること。

イ 県営住宅の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。

ウ 県営住宅の管理経費の縮減が図られるものであること。

エ 県営住宅の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 県営住宅の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書面

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和8年8月19日（水）から9月3日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課住宅室公営住宅グループ
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912-2759

10 その他

詳細は、募集要項による。

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年8月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

放射イミュニティ測定システムの購入

(2) 購入物品名及び数量

放射イミュニティ測定システム 一式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和9年3月12日

(5) 納入場所

愛媛県産業技術研究所技術開発部

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156

(2) 入札書の受領期限

令和8年9月15日（火）午前9時から令和8年9月16日

（水）午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年9月16日（水）午前10時

愛媛県庁本館1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：令和8年9月9日（水）午後5時
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
 - ア 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
 - イ 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Radiated Immunity Test System, 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 16 September 2026
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156